

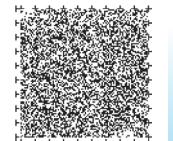
みえ障がい者 共生社会づくり プラン

— 2021年度～2023年度 —



概要版

令和3（2021）年
三重県



1 計画策定の趣旨

- 「みえ障がい者共生社会づくりプランー2018年度～2020年度ー」策定以降における現状と課題や障がい者施策を取り巻く環境変化等をふまえ、総合的かつ計画的に障がい者施策を推進するために策定するものです。

2 計画の基本的事項

計画の性格	■ 本県が取り組む障がい者の自立および社会参加の支援等のための施策の方向性を明らかにした計画
計画の位置づけ	■ 障害者基本法に定める都道府県障害者計画 ■ 障害者総合支援法に定める都道府県障害福祉計画 ■ 児童福祉法に定める都道府県障害児福祉計画
計画の期間	■ 令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までの3年間
他の計画との関係	■ 本県の戦略計画である「みえ県民力ビジョン」をふまえて策定するとともに、関連する他の計画との整合を図っています

3 基本理念

障がいの有無によって分け隔てられることなく、
お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現

4 計画推進の基本原則

- さまざまな分野において障がい者施策を展開するにあたり、その全ての取組の基礎として、共通に位置づけられる原則を次のように定めます。

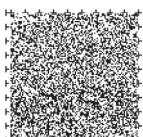
障がい者の自己決定の尊重

社会的障壁の除去

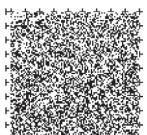
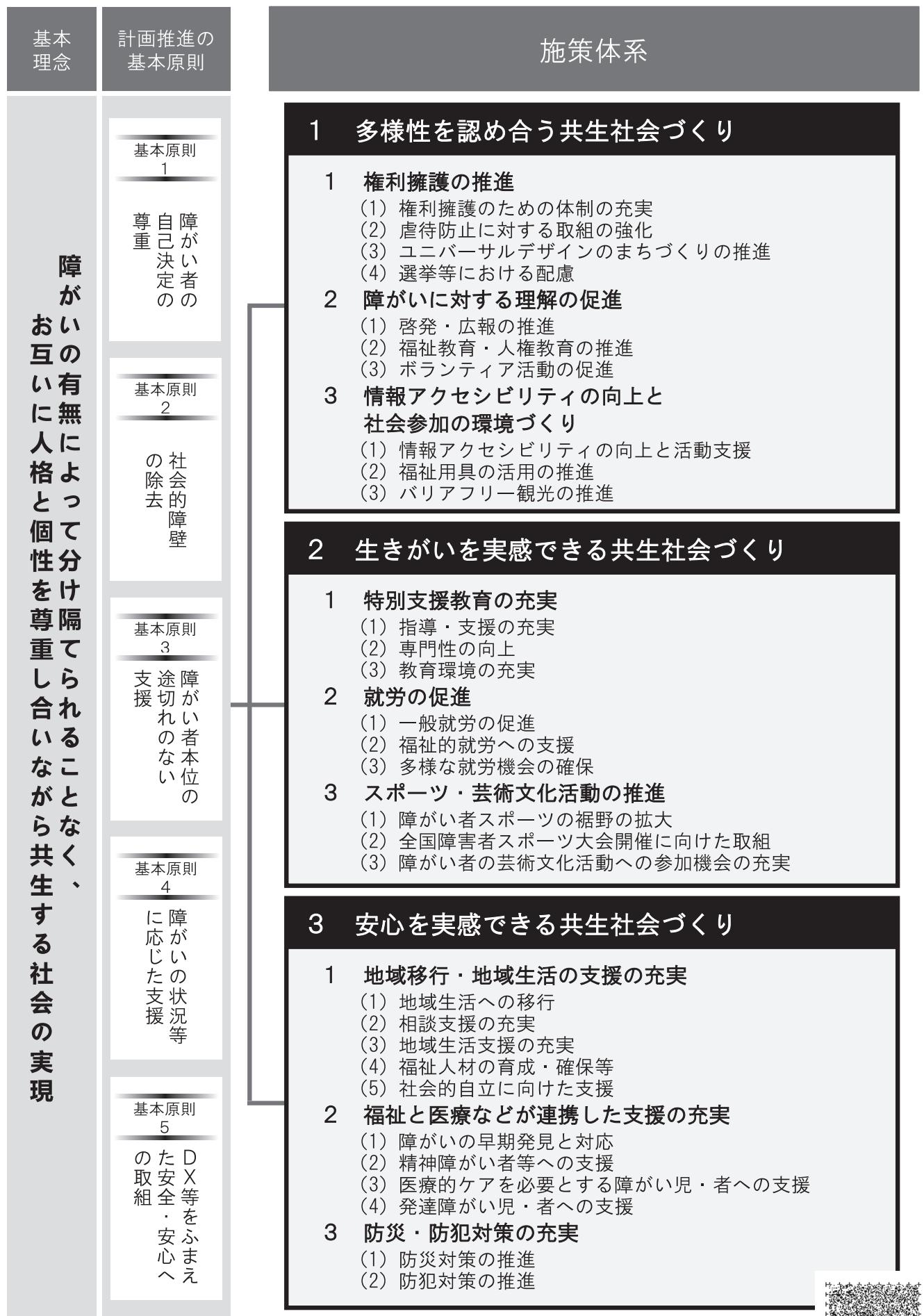
障がい者本位の途切れのない支援

障がいの状況等に応じた支援

DX等をふまえた安全・安心への取組



5 施策体系



2 障がい者施策の総合的推進

1 多様性を認め合う共生社会づくり

【数値目標】

目標項目	現状値 (令和元(2019)年度)	目標値 (令和5(2023)年度)	目標項目の説明
■ 障害者差別解消支援地域協議会設置率	63.3%	100%	障害者差別解消法で任意設置とされている県および市町の障害者差別解消支援地域協議会の設置率
■ 障がい者に対する理解が進んでいると感じる県民の割合	79.1% (令和2(2020)年度)	85.0%	e-モニター調査で、障がい者に対する理解が進んでいると「感じる」「どちらかといえば感じる」と回答した県民の割合
■ 視覚・聴覚障がい者の活動支援に係る人数	767人	1,140人	手話通訳者、要約筆記者および盲ろう通訳・介助員のスキルアップ研修受講申込者数（累計）
■ 遠隔手話通訳サービスの利用件数	一人	100人	スマートフォンやタブレット端末を使用した遠隔手話通訳サービスの利用件数（累計）

1 権利擁護の推進

【めざす共生社会の姿】

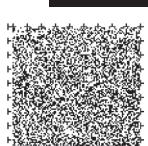
- 障がいを理由とする差別の解消、障がい者に対する虐待の防止が図られるとともに、支援体制が整備され、障がい者の権利擁護が図られています。
- 障がい者の日常生活や社会生活の場面で、合理的配慮の提供や、ユニバーサルデザインやバリアフリー化による環境整備が進み、さまざまな社会的障壁が取り除かれています。

【施策の基本的な方向】

- 障がいを理由とする差別の解消に向け、取組の強化を図るとともに、合理的配慮につながるさまざまな環境整備に取り組みます。
- 障がい者虐待の未然防止と迅速かつ適切な対応を行うため、障がい福祉分野の従事者の権利擁護意識の醸成や市町への支援、事業所に対する啓発・指導等を行います。
- 障がい者の選挙権の行使に向けた取組を進めます。

主な取組

- 障がいを理由とする差別に関する相談への対応
- 障がい者虐待の防止に係る取組強化
- ユニバーサルデザインの環境づくりなど



2 障がいに対する理解の促進

【めざす共生社会の姿】

- 障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合う共生社会の理念が浸透し、障がいや障がい者に関する理解が進んでいます。

【施策の基本的な方向】

- 障がいについての理解を深めるため、さまざまな機会を活用して啓発や広報の充実を図るとともに、学校において福祉教育や人権教育を進めます。
- 地域住民や児童生徒のボランティア活動を通じて、障がいについての理解促進を図ります。

主な取組

- 障がいを理由とする差別の解消についての関心と理解を深める啓発の実施
- 合理的配慮に関する優良事例等の収集・情報提供
- 学校教育における福祉体験学習・人権学習の推進
- ボランティア活動・地域福祉活動の推進 など

3 情報アクセシビリティの向上と社会参加の環境づくり

【めざす共生社会の姿】

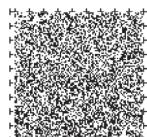
- 障がい者の社会参加の促進に向け、情報へのアクセシビリティが向上し、障がいの状態に応じた適切な活動支援や福祉用具が提供されています。
- 障がいの有無にかかわらず観光を楽しめる環境が確保されています。

【施策の基本的な方向】

- 障がい者が地域で自立して社会活動に参加できるよう、情報アクセシビリティの向上を図り、障がいの状態に応じた活動支援を行うとともに、福祉用具の活用を促進します。
- 県内におけるバリアフリー観光を推進し、障がい者が観光を楽しめる環境づくりを進めます。

主な取組

- 視覚障がい者の日常生活に必要な歩行訓練、点訳奉仕員の養成などの人材育成
- 聴覚障がい者の日常生活に必要な手話通訳者等の養成・派遣
- 遠隔手話通訳サービスや電話リレーサービス等の利用促進
- 身体障害者補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）の育成・貸与
- バリアフリー観光の推進 など



2 生きがいを実感できる共生社会づくり

【数値目標】

目標項目	現状値 (令和元(2019)年度)	目標値 (令和5(2023)年度)	目標項目の説明
■ 特別支援学校における交流および共同学習の実施件数	851回	➡ 950回	県立特別支援学校と小中学校、高等学校等との交流および共同学習を実施した回数
■ 一般就労へ移行した障がい者数	401人	➡ 524人	障がい者就業・生活支援事業、県の機関における職場実習事業、社会的事業所を通じて一般就労した障がい者数
■ 障がい者スポーツに 관심がある県民の割合	49.4% (令和2(2020)年度)	➡ 62.0%	e-モニター調査で、障がい者スポーツに「関心がある」「やや関心がある」と回答した県民の割合

1 特別支援教育の充実

【めざす共生社会の姿】

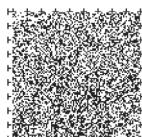
- 障がいのある子どもたちが、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの場において、継続的な指導・支援を受けることにより、自立と社会参画のために必要な力を身につけています。また、障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたちが、授業で共に学ぶことや行事等の交流などを通して、互いに理解を深め、尊重する態度を身につけています。

【施策の基本的な方向】

- 三重県特別支援教育推進基本計画等に基づき、障がいのある子どもたちが早期からの一貫した教育を受けられるよう、支援体制を充実するとともに、子どもたち一人ひとりの特性に応じた指導が受けられるよう、教員の特別支援教育に関する専門性の向上を図ります。

主な取組

- 障がいのある子どもと障がいのない子どもが可能な限り同じ場で学ぶことができる、交流および共同学習の推進
- 学校間等で指導に必要な情報を引き継ぐパーソナルファイルの活用促進
- 子ども一人ひとりの教育的ニーズや障がいの特性に応じた指導・支援の充実
- 学校施設のバリアフリー化 など



2 就労の促進

【めざす共生社会の姿】

- 障がい者の就労の場が確保され、個人の適性に応じた働きやすい環境の中で、働くを通じて、経済的な自立や自己実現が図られています。

【施策の基本的な方向】

- コロナ禍における経済情勢をふまえ、障がい者の一般就労の促進を図るとともに、福祉的就労を支える福祉事業所等における支援を充実します。
- 「三重の農福連携等推進ビジョン」に基づき、農林水産業分野における障がい者就労の促進に向けた取組の推進を図ります。

主な取組

- 企業等における障がい者の雇用率向上に向けた取組
- ステップアップカフェを活用した障がい者雇用への理解促進
- 福祉的就労における工賃向上に向けた支援
- 農林水産業分野との連携の促進
- 障害者優先調達の推進 など

3 スポーツ・文化活動の推進

【めざす共生社会の姿】

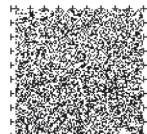
- 障がい者が、障がいに応じたスポーツ活動に参加できる機会が十分確保されるとともに、芸術文化活動に対する支援を受け、多様な活動の機会が確保されています。

【施策の基本的な方向】

- 令和3（2021）年に全国障害者スポーツ大会（三重とこわか大会）を開催するとともに、障がい者へのスポーツの参加機会の提供や障がい者スポーツを支える人材の育成等、障がい者スポーツの裾野の拡大に取り組みます。
- 障がい者の芸術文化活動に対する支援や、自己の芸術的な能力の活用を図る機会の拡充に取り組みます。

主な取組

- 県障がい者スポーツ大会等の開催による障がい者のスポーツへの参加意欲の向上と機会の充実
- 障がい者スポーツ指導員等の計画的養成、スキルアップ
- 全国障害者スポーツ大会の開催に向けた準備の推進
- 三重県障がい者芸術文化活動支援センターにおける、芸術文化活動を支援する基盤の整備
- 芸術文化活動を行う障がい者の社会参加の促進 など



3 安心を実感できる共生社会づくり

【数値目標】

目標項目	現状値 (令和元(2019)年度)	目標値 (令和5(2023)年度)	目標項目の説明
■ 地域生活移行者数	31人	➡ 111人	令和元(2019)年度末時点の施設入所者のうち、令和5(2023)年度末までに地域生活へ移行した人の累計
■ 精神病床における早期退院率	入院後3か月時点	70.4% ➡ 69.0%	県内の精神病床への入院患者が、早期に退院し、長期入院化せずに地域での生活が可能となった者の割合
	入院後6か月時点	80.6% ➡ 86.0%	
	入院後1年時点	84.3% ➡ 92.0%	
■ 三重県災害派遣福祉チーム（三重県DWAT）登録員数	45人 (令和2(2020)年度)	➡ 160人	三重県災害派遣福祉チーム（三重県DWAT）に登録された人数（累計）

1 地域移行・地域生活の支援の充実

【めざす共生社会の姿】

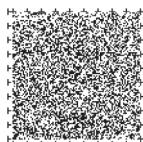
- 障害福祉サービス等を利用しながら、障がいの種類や程度に関わらず誰もが住み慣れた地域で安心して生活することが可能となっています。また、どこでどのように生活するかについて、自らの意思で選択できる環境が実現できています。

【施策の基本的な方向】

- 相談支援の充実や支援を行う福祉人材の育成・確保を図りながら、地域生活への移行を促進するとともに、地域生活の支援を進めます。あわせて、社会的自立に向けた支援として、各種手当の支給等を適正かつ迅速に行います。

主な取組

- サービス等利用計画や個別支援計画に基づく支援を通じた障がい者本人のエンパワメントの促進
- 相談支援の拠点となる基幹相談支援センターの設置促進
- 地域生活を支える居住の場・日中活動の場の整備促進
- 社会福祉施設職員等、福祉人材の資質向上支援
- 特別障害者手当、特別児童扶養手当の支給 など



2 福祉と医療などが連携した支援の充実

【めざす共生社会の姿】

- 年齢や障がいの状態に応じた保健サービス、医療およびリハビリテーションが提供され、これらを必要とする障がい者が地域生活を営むことができる環境が整備されています。また、障がいに関して早期から保健と医療、福祉の両輪が相互の連携を十分図りながら適切な支援が提供されています。

【施策の基本的な方向】

- 障がいや疾患の早期発見および適切な早期対応を行うとともに、保健、医療、福祉との連携が欠かせない精神障がい者、発達障がい児・者、難病の患者、医療的ケアを必要とする障がい児・者への支援の充実を図ります。

主な取組

- 児童相談所における障がいのある児童への相談支援
- 県立子ども心身発達医療センターにおける肢体不自由児を対象とした機能回復訓練等の実施
- 三重県こころの健康センターにおける関係機関への技術指導や専門性の高い相談支援等の実施
- 医療的ケアを必要とする障がい児・者に応じた支援を行うための関係機関の連携強化
- 県立子ども心身発達医療センターにおける発達障がい児等に対する外来診療・入院治療の実施 など

3 防災・防犯対策の充実

【めざす共生社会の姿】

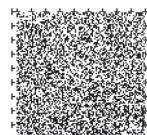
- 障がい者が地域社会において、安全で安心した生活を送ることができるよう、災害時における支援体制が強化されるとともに、犯罪に強い社会が形成されています。

【施策の基本的な方向】

- 要配慮者が安心して生活できるよう、地域や事業所・施設における防災対策を推進します。
- 事業所や施設、地域における防犯対策を進め、障がい者が安心して生活できるよう取り組みます。

主な取組

- 福祉避難所の設置や運営マニュアルの策定等の支援
- 大規模災害時における、三重県災害派遣福祉チーム（三重県D W A T）による福祉支援活動の実施
- 障害者支援施設等に対する防犯対策の強化 など



3 障害福祉計画・障害児福祉計画

1 地域生活移行・就労支援等に関する目標

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

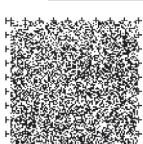
項目	現状（実績） (令和元(2019)年度)	目標 (令和5(2023)年度)
■ 地域生活移行者数 (令和元(2019)年度末時点の施設入所者のうち、令和5(2023)年度末までに地域生活へ移行する者)	31人	111人 (6.6%)
■ 施設入所者数減少見込 (令和元(2019)年度末時点の施設入所者－令和5(2023)年度末時点の施設入所者)	21人	49人 (2.9%)

2 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築

項目	現状（実績） (令和元(2019)年度)	目標 (令和5(2023)年度)
■ 精神病床における1年以上長期入院患者数	65歳以上	1,527人 ➡ 1,001人
	65歳未満	1,104人 ➡ 832人
■ 精神病床における早期退院率	入院後3か月時点	70.4% ➡ 69%
	入院後6か月時点	80.6% ➡ 86%
	入院後1年時点	84.3% ➡ 92%
■ 圏域ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置圏域数	9圏域	➡ 9圏域
■ 市町ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置市町数 (複数市町による共同設置を含む)	29市町	➡ 29市町
■ 精神病床からの退院後1年以内の地域における平均生活日数	278日 (平成28年3月の精神病床からの退院者（入院後1年以内に限る）)	➡ 316日

3 地域生活支援拠点等の整備およびその有する機能の充実

項目	現状（実績） (令和元(2019)年度)	目標 (令和5(2023)年度)
■ 地域生活支援拠点等が整備された圏域数	1圏域 ➡ 9圏域	
■ 地域生活支援拠点等の運用状況の検証および検討回数	—	35回



4 福祉施設から一般就労への移行

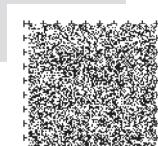
項目	現状（実績） (令和元(2019)年度)	目標 (令和5(2023)年度)
■ 一般就労移行者数 (令和5(2023)年度において、福祉施設を退所し、一般就労する者の数)	179人	253人 (1.41倍)
■ 就労移行支援事業を通じて、一般就労に移行する者の数 (一般就労移行者数の内数)	71人	107人 (1.51倍)
■ 就労継続支援A型事業を通じて、一般就労に移行する者の数 (一般就労移行者数の内数)	62人	86人 (1.39倍)
■ 就労継続支援B型事業を通じて、一般就労に移行する者の数 (一般就労移行者数の内数)	43人	64人 (1.49倍)
■ 就労移行支援事業等※を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用する者の率 (※就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練を行う事業)	—	70.0%
■ 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所の率 (令和3(2021)年度～令和5(2023)年度の就労定着支援事業の総利用者数のうち令和5(2023)年度末時点の就労定着者数の割合)	—	79.4%

5 障がい児支援の提供体制の整備等

項目	現状 (令和元(2019)年度)	目標 (令和5(2023)年度)
■ 児童発達支援センターの設置圏域数	5 圏域	9 圏域
■ 保育所等訪問支援を利用できる体制が構築された圏域数	7 圏域	9 圏域
■ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所が確保された圏域数	4 圏域	9 圏域
■ 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所が確保された圏域数	6 圏域	9 圏域

6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

項目	現状 (令和元(2019)年度)	目標（活動指標） (令和5(2023)年度)
■ 県が実施する指導監査※の結果を市町と共有する回数 (※指定障害福祉サービス事業者および指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査)	—	年1回



2 指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な活動指標

種類		実績 (令和2(2020) 年10月分)	活動指標(サービス見込量)		
			令和3(2021) 年度	令和4(2022) 年度	令和5(2023) 年度
訪問系 サービス	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	59,951時間 2,618人	65,687時間 2,795人	69,042時間 2,880人	72,324時間 2,979人
日中活動系 サービス	生活介護	89,015人日分 4,350人	87,596人日分 4,475人	89,729人日分 4,569人	91,883人日分 4,663人
	自立訓練(機能訓練)	685人日分 37人	929人日分 55人	951人日分 57人	985人日分 59人
	自立訓練(生活訓練)	3,426人日分 183人	2,679人日分 192人	2,819人日分 205人	2,980人日分 218人
	就労移行支援	4,937人日分 268人	5,596人日分 344人	6,033人日分 372人	6,508人日分 409人
	就労継続支援(A型)	31,446人日分 1,525人	30,110人日分 1,545人	31,308人日分 1,614人	32,560人日分 1,687人
	就労継続支援(B型)	75,116人日分 4,092人	74,276人日分 4,254人	78,155人日分 4,469人	82,423人日分 4,698人
	就労定着支援	84人	117人	134人	163人
	療養介護	239人	244人	249人	253人
	短期入所(福祉型)	4,875人日分 738人	5,948人日分 1,028人	6,219人日分 1,078人	6,519人日分 1,134人
居住系 サービス	短期入所(医療型)	(福祉型に含む)	204人日分 40人	213人日分 40人	226人日分 42人
	自立生活援助	1人	22人	27人	33人
	共同生活援助	1,721人	1,837人	1,961人	2,080人
相談支援	施設入所支援	1,689人	1,684人	1,668人	1,647人
	計画相談支援	2,941人	4,278人	4,497人	4,727人
	地域移行支援	6人	39人	43人	48人
障がい児 支援のため のサービス	地域定着支援	10人	34人	37人	41人
	児童発達支援	10,640人日分 1,642人	10,906人日分 1,874人	11,659人日分 2,000人	12,353人日分 2,132人
	放課後等デイサービス	46,297人日分 3,658人	48,971人日分 4,167人	54,361人日分 4,595人	60,458人日分 5,069人
	保育所等訪問支援	185人日分 129人	271人日分 122人	272人日分 140人	305人日分 161人
	医療型児童発達支援	0人日分 0人	29人日分 4人	59人日分 7人	107人日分 13人
	居宅訪問型児童発達支援	17人日分 7人	150人日分 12人	210人日分 17人	255人日分 24人
	福祉型障害児入所施設	103人	100人	100人	100人
	医療型障害児入所施設	66人	70人	70人	80人
	障害児相談支援	1,232人	1,961人	2,130人	2,308人
	医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	県 市町 圏域	4チーム 20人※ 8人※	4チーム 25人 12人	4チーム 29人 14人

*令和3(2021)年2月現在

活動指標は、各年度における1か月あたりの総量を見込んだもの

みえ障がい者共生社会づくりプラン -2021年度～2023年度- 概要版

三重県 子ども・福祉部 障がい福祉課

〒514-8570 三重県津市広明町13番地 電話：059-224-2274 FAX：059-228-2085

発行年月：令和3(2021)年4月

